

行財政構造改革の検証の実施について

I 趣旨

本県は、阪神・淡路大震災や経済不況で危機に陥った財政を立て直し、将来にわたつて県民の要請に応えられる行財政基盤を確立するため、県民の皆様の理解と協力のもと、行財政構造改革に取り組んできた。

平成30年度当初予算では、收支均衡をはじめ実質公債費比率など財政運営の目標を達成する見込みであるが、行革の最終年度として、各分野の改革を着実に実行する必要がある。

一方、震災関連県債は減少したものの約3,600億円の残高があり、今後、10年程度で償還する必要がある。また、財源対策として行革期間中に発行した退職手当債や行革推進債が約4,000億円あり、これも償還していかなければならない。さらに、世界経済や日本経済の見通し、国の政策動向など本県を取り巻く行財政環境も予断を許さない状況が見込まれる。

また、県政150年を契機に新時代の兵庫づくりを積極的に推進することが求められている。

こうした状況を踏まえ、2019(平成31)年度以降においても、行革の成果を活かした行財政運営を適切に推進し、県民の期待に応える施策展開ができるよう、新たな行財政運営の基本的な枠組みを検討する。

そのため、11年間の改革の成果と今後の課題や取組方向を把握する必要があり、改革の取組内容の検証を実施する。

II 検証の実施

1 行財政構造改革の検証

(1) 行財政構造改革(H20～H30)の取組結果

- ・行革期間内における改革の取組実績・成果等をとりまとめ

(2) 評価

- ・取組実績・成果等を踏まえ、改革により得られた効果や課題を整理

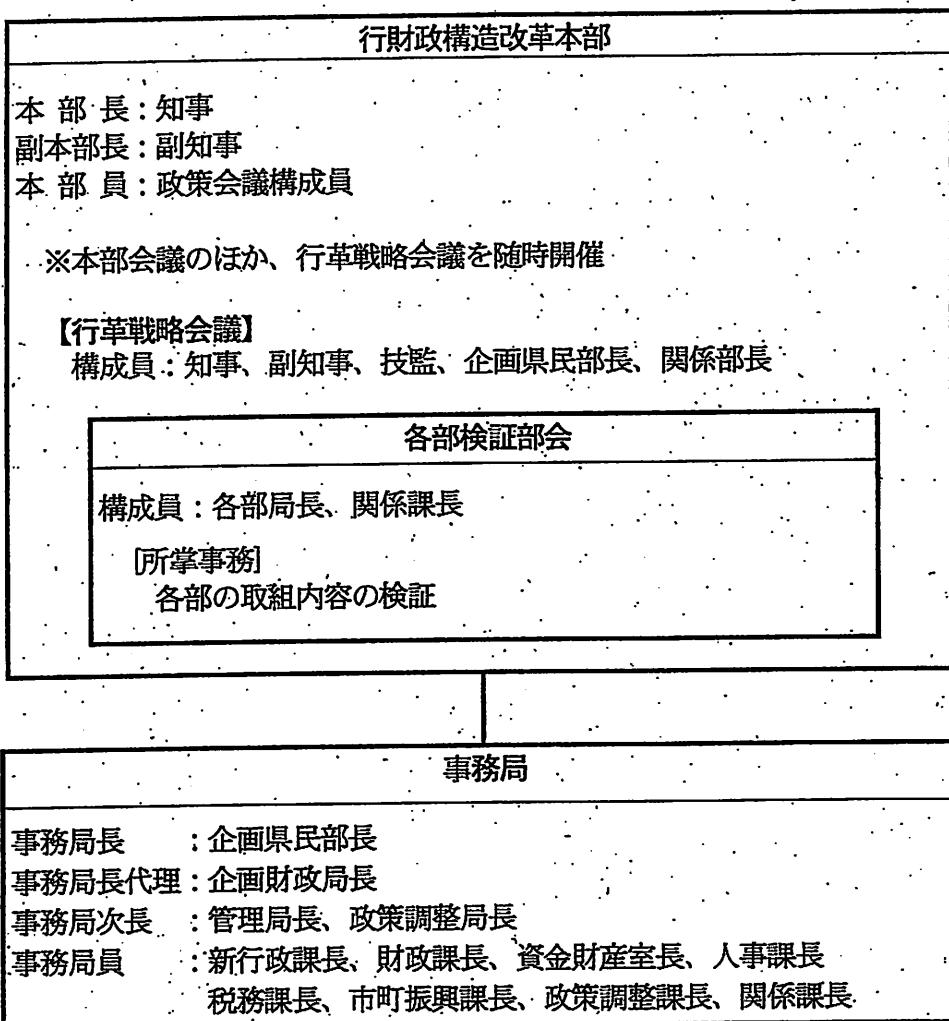
(3) 今後の取組方向

- ・上記「取組結果や評価」を踏まえ、2019(平成31)年度以降の取組方向を検討

2 新たな行財政運営の枠組みの策定

検証結果等を踏まえ、新たな行財政運営の基本的な枠組みをとりまとめ

III 庁内推進体制



IV 県議会との協議

1 検証結果及び2019(H31)年度以降の行財政運営の枠組みに係る協議

行財政構造改革の検証結果及びそれを踏まえた2019(H31)年度以降の行財政運営の枠組みについて協議を行う。

V スケジュール

時 期	内 容
30年4月～7月	検証の実施
7月中旬	検証結果のとりまとめ
8月中旬	2019年度以降の行財政運営の枠組み(案)のとりまとめ

県議会との協議、行財政構造改革審議会における審議、行財政構造改革県民会議からの意見聴取を行う。

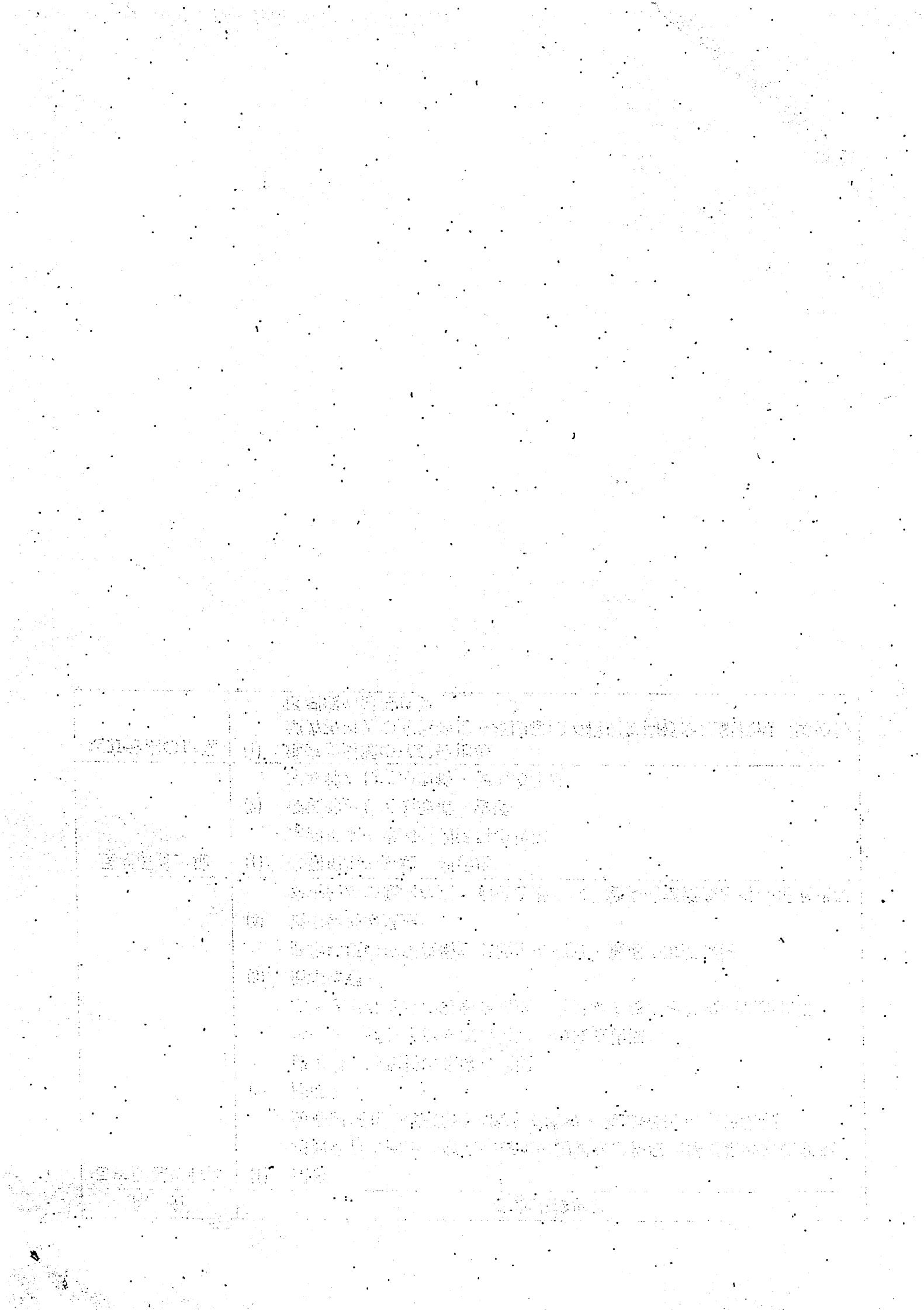
※ スケジュールの詳細については、今後議会と協議

行革検証における各分野の点検項目

区 分	主な点検項目
財政フレーム	<p>(1) 財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政運営目標の達成状況
組織	<p>(1) 本庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部、局、課・室の体制整備と班制の導入状況 ・本部体制の見直しと活用状況 <p>(2) 地方機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民局・県民センタ一体制整備（阪神南県民センターと阪神北県民局の統合の可否）と事務執行体制の見直し状況 ・その他地方機関の体制整備の状況 <p>(3) その他の組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会の体制整備の状況、教育事務所のあり方検討 ・警察の体制整備の状況
定員・給与等	<p>(1) 定員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員削減の状況、法令等の配置基準に基づいた適正配置の状況 ・再任用職員の活用状況、非常勤嘱託員等の配置状況 <p>(2) 給与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与抑制措置の状況 <p>(3) 多様な働き方の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休暇・休業、就業支援制度の取得状況 ・超過勤務の縮減状況、女性職員の採用・登用状況
事務事業	<p>(1) 事務事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般事業費、事務費の削減状況 ・政策的経費の見直し状況 ・事務事業数の削減状況 <p>(2) 事務改善等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経費節減、事務改善等の推進状況、財産の適正管理の状況
投資事業	<p>(1) 投資規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資規模の見直し状況、別枠事業や経済対策事業等の事業量の確保状況 <p>(2) 分野別事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会基盤整備プログラム（津波防災インフラ整備計画等各分野別計画）の進捗状況 ・既存ストックの有効活用や事業評価の運用による効率化の状況 ・建設企業等の健全な育成と公共工事等の品質確保の状況
公的施設	<p>(1) 施設の適正配置・有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立施設の廃止や市町移譲の状況 ・施設の老朽化対策や有効活用など施設の総合管理の状況 <p>(2) 施設運営の合理化・効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度の導入、公募施設の拡大など民間活力の活用状況

区分	主な点検項目
試験研究機関	(1) 試験研究 ・試験研究業務の重点化の状況 ・効率的・効果的な運営体制への見直し ・外部資金の獲得など、中期の数値目標の達成状況
教育 (教育委員会所管)	(1) 県立高校教育、特別支援教育等の推進 ・県立高等学校教育改革実施計画に基づく高校教育改革の推進状況 ・兵庫県特別支援教育推進計画に基づく特別支援教育の推進状況 ・ひょうご教育創造プランに基づく特色ある教育の推進状況
公舎・待機宿舎	(1) 公舎等の適正管理 ・公舎・待機宿舎の廃止を含めた見直し状況 ・適正な維持管理に向けた計画修繕等改修の実施状況
県営住宅	(1) 県営住宅の適正管理 ・「ひょうご県営住宅整備・管理計画」に基づく管理戸数の適正化、 計画的な建替や長寿命化によるストックの有効活用 ・家賃収納対策等の経営の効率化やUR借上県営住宅の円滑な返還の 状況
流域下水道事業	(1) 公営企業改革の適用等 ・財務面での公営企業会計の適用や市町使用料負担の見直し状況
企業庁	(1) 経営の安定化 ・健全経営に向けた取組 (2) 各事業 ・地域整備事業における分譲進捗率の状況 ・水道用水供給事業、工業用水道事業における安定的な経営の取組状況 ・地域創生事業における県民ニーズ等を踏まえた新たな取組状況
病院局	(1) 経営の安定化 ・診療機能の高度化・効率化や自立した経営の確保に向けた経営改革 の推進状況 (2) 県立病院の建替整備 ・計画的な建替整備の推進状況
公立大学法人 兵庫県立大学	(1) 管理運営体制 ・自立的かつ効率的な大学運営に向けた管理運営体制の見直し状況 (2) 教育・研究の充実 ・学部・学科等の再編をはじめとした教育・研究の充実強化や産学官連 携等による社会貢献など、魅力ある大学づくりの取組状況
公社等	(1) 公社全体 ・公社等の統廃合、職員数の削減、給与、県財政支出の見直し、新たな 事業展開など公社改革の取組状況 ・運営の透明性向上に向けた取組や第三者委員会の設置状況

区分	主な点検項目
自主財源の確保	<p>(1) 県税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収歩合の向上や収入未済額の縮減など税収確保対策の取組状況 ・超過課税(法人県民税・法人事業税・県民緑税)の取組状況 <p>(2) 諸収入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用料・手数料の見直し状況 ・ネーミングライツや広告掲載等の取組状況 ・ふるさとひょうご寄附金制度、企業版ふるさと納税の取組状況 <p>(3) 債権管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権回収の体制整備など債権の回収・整理の取組状況 <p>(4) 資金管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定的かつ低利な資金調達と効率的・効果的な資金運用の推進状況
長期保有土地	<p>(1) 未利用地の処理・利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未利用地の売却や利活用の状況 <p>(2) 環境林としての取得・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境林としての取得・管理の状況
地方分権の推進	<p>(1) 地方税財源の充実強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税財源の充実強化や権限移譲の推進に向けた取組状況、国の特区制度の活用状況



行財政構造改革調査特別委員会の設置について

1 設置の目的

県の行財政構造改革に関する調査を行う。

2 委員会の性格

地方自治法第109条の規定に基づく特別委員会とする。

3 委員会の名称

行財政構造改革調査特別委員会

4 委員会の構成

(1) 委員会の定数は、12名とする。

(2) 委員及び委員外議員の取り扱い

① 委員は所属議員数が6名以上の交渉会派から選出する。

なお、委員定数の会派別配分は、各会派の所属議員数に応じて按分する。

② 所属議員数が6名未満の少数会派については、委員外議員として委員会に出席する。

5 付議事件

県の行財政構造改革に関する調査

6 委員会の設置期間

平成30年6月定例会閉会日から調査終了までとする。

7 その他

議会閉会中も継続して調査できるものとする。